

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP：<http://www.srseki.info>



主婦年金 過払い分返還求めぬ方針か

夫が会社を退職すると妻は被扶養者から外れ、国民年金の保険料納付義務が生まれるにもかかわらず届出なかったため年金の過払いが生じていた主婦年金問題で、民主党の厚生労働部門会議は10月31日の幹部会で、過去に払いすぎた年金の返還を求めない方針を決めたといっています。

この主婦年金問題は、誤った記録に基づき5万3千人に年金を払い過ぎたと推計されており、「過払い分の返還を求めない方法はあまりに不公平」という世論におされて一旦撤回したものです。

厚生労働省の解決案は、①記録を過去に遡って訂正し、その分の年金を減らす。②払い過ぎた分は、時効にかからない5年分はこれから払う年金で返還してもらおうというのですが、「払い過ぎた年金の減額幅は10%以内とする」という極めて不徹底なもの。不徹底であるにもかかわらず民主党の方針はそれさえ求めないといっています。

一方、厚生労働省は、「社会保障と税の一体改革」の具体化に向け、年金支給開始年齢の先のばしや非正規社員を厚生年金に加入させるための条件を見直す方針を次々と打ち出しています。

◆年金支給の先延ばし

年金支給開始年齢は段階的に65歳に引き上げられている最中です。厚生労働省は社会保険審議会にこの引き上げスケジュールを前倒し、または68歳ないし70歳まで引き上げることの検討を求めています。

◆「週20時間以上」パートの強制加入

現在、厚生年金と健康保険に加入するパートの基準は、「週労働時間が正社員の4分の3以上で月出勤日数が社員の4分の3以上」となっていますが、これを「週20時間以上の者」に拡大する予定です。

◆厚生年金標準報酬月額の上限引き上げ

現在、厚生年金の標準報酬月額の上限の「62万円」（月収6万5,000円以上）を、健康保険と同様の「121万円」（同117万5,000円以上）とする案が出ています。

◆第3号の年収基準引き下げ

「第3号被保険者」（夫が会社員や公務員である専業主婦）と認定する年収の基準を、現行（130万円）から引き下げる考えです。厚生年金保険料の算定に使う標準報酬の下限（月額98,000円）を下げることも検討しているようです。

年金を増額できる「繰下げ支給」

①「繰下げ支給」とは

65歳から受給する年金を、65歳になった時にはもらわず遅らせてもらうことを「繰下げ支給」といいます。

「繰下げ支給」は65歳時に日本年金機構から送付される「はがき」を返送しないことで年金支給が止まります。そして、支給開始を申出た翌月分から増額された年金額を受給することができます。

②「繰下げ支給率」

繰下げ支給率が変わり「平成16年4月2日以降」に生まれた人は、1か月遅らせる毎に0.7%ずつ増え、最大70歳(142%)まで増額できます。

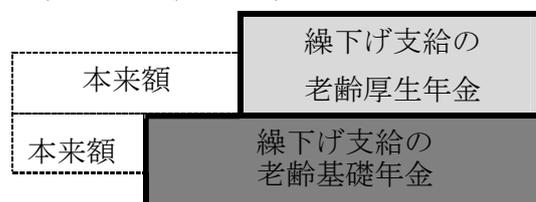
受給年齢	昭和16年4月2日以降生まれ	
	支給率	老齢基礎年金の額
65歳	100.0%	788,900円
66歳	108.4%	855,200円
67歳	116.8%	921,400円
68歳	125.2%	987,700円
69歳	133.6%	1,054,000円
70歳	142.0%	1,120,200円

③繰下げは別々にもできる

昭和17年4月2日以降生まれの人から「老齢厚生年金の繰下げ支給」もできるようになりました。この場合、老齢基礎年金と老齢厚生年金は、両方とも繰下げができ、希望すると別々に繰下げ支給することができるようになっていきます

(平成19年4月より)。老齢厚生年金の繰下げ支給率は老齢基礎年金の繰下げ支給率と同率です。

65歳 68歳 70歳



また、繰下げ支給で停止中の年金は5年以内ならさかのぼって支給開始することができ、この場合はさかのぼった分の一時金が支給されます。

なお、65歳以降の在職者の給与(報酬)が高い場合(賃金額と報酬比例部分の年金の合計額が46万円以上のとき)には、老齢厚生年金の額は一部又は全部が支給停止になります。この場合に、繰下げをしたとしても、支給される部分だけの増額になるため、繰下げを行ってもあまり意味がありません。老齢基礎年金のみの繰下げが選択肢となります。

④11.9年が損益分岐

繰下げ支給の累計額が通常支給の累計額と同額になるのは支給を開始してから11.9年です。66歳から受給した場合は78歳以上、70歳から支給開始した場合82歳以上長生きすると通常受給より累計額が増えることとなります。

⑤繰下げができない人

老齢基礎年金を繰上げ支給した人は、「老齢基礎年金の繰下げ支給」はできません。

60歳時点より賃金が低くなると 高年齢雇用継続給付が受けられる

雇用保険の高年齢雇用継続給付は、60歳以上65歳未満の人の継続雇用、再就職の促進をはかるため、60歳時点に比べて賃金が低下した状態で働き続ける人に対して支給されます。

高年齢雇用継続給付には、「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」の2種類があります。「賃金+年金+高年齢雇用継続給付」を組み合わせてもらうことにより、60歳以降の賃金の低下を補うことができます。なお、これらの給付金は非課税です。

失業給付を受けずに働くときは 高年齢雇用継続基本給付金

60歳以後も引き続き雇用が継続している人、または失業給付（基本手当、再就職手当等）を受けずに就職した人が対象です。以下の要件を満たした場合、最長65歳になるまで受けることができます。

- ① 60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者であること。
- ② 60歳到達の時点で被保険者期間が通算して5年以上あること。60歳時点で5年に満たない場合でも、60歳以降、被保険者期間が5年に到達した場合は、到達した時点をもとにその時点の賃金が60歳到達時の賃金額とされます。

◆61%以下のときは賃金の15%支給

60歳以降の賃金が60歳到達時より61%以下になったときは賃金額の15%の給付金が支給されます。また、賃金額が75%～61%のときは0%～15%の額の給付金になります。

但し、賃金と給付金の合計が344,209円を超える場合は、(344,209円－賃金)が支給額となります。

失業給付の一部を受けた後に 働くときは高年齢再就職給付金

- ① 60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者であること。
- ② 60歳到達時に被保険者期間が通算して5年以上あること。
- ③ 離職後失業給付である基本手当を受給し、再就職の前日の時点で支給残日数が100日以上あり、かつ再就職手当を受けていないこと。支給残日数が200日以上の場合は2年間、100日以上の場合は1年間受けられます。但し、支給は65歳に達した月まで。
- ④ 1年を超えて雇用されることが確実であること。

◆支給額

高年齢雇用継続基本給付金と同様の計算方法で算定されます。但し、「60歳到達時の賃金月額」は「直前の離職時の賃金日額×30日分」と読み替えます。

在職老齢年金との調整

なお、在職老齢年金を受けて賃金の15%の高年齢雇用継続給付が支給されるときは、標準報酬月額6%相当額の年金が減額されます。

●高齢者の医療費負担「1割」から「2割」へ

厚生労働省は、医療機関における70～74歳の高齢者の窓口負担について、現行の「1割」から「2割」への変更を検討していることを明らかにした。本来は2008年4月から「2割負担」が適用される予定だったが、自公政権の参院選敗北(2007年)の影響で凍結されていた。

(10月26日)

●産休中の社員も厚生年金保険料免除する

厚生労働省は、厚生年金保険料の免除制度の適用について、育児休業中だけでなく産前・産後休業中の女性会社員にも拡大する見直し案を明らかにした。来年の通常国会に関連法案の提出を目指すとしている。(10月26日)

●後見成年制度に「後見制度支援信託」導入へ

最高裁判所は、成年後見制度に関して、信託契約を活用した「後見制度支援信託」を来年2月から導入する方針を明らかにした。信託契約後は家庭裁判所(家裁)の了承がなければ信託した預貯金は引き出せなくなる。家庭裁判所が関与することで、増加傾向にある親族による財産の横領を防ぐのがねらい。(10月25日)

●厚生年金保険 標準報酬月額の上限引上げ

厚生労働省は、厚生年金に関して、標準報酬月額の上限引上げを検討していることを明らかにした。パート労働者などへの厚生年金適用拡大を実施した場合の財源確保が目的。現在の上限の「62万円」(月収60万5,000円以上)を、健康保険と同様の「121万円」(同117万5,000円以上)とする案が出ている。(10月25日)

●精神障害に関する労災認定 指針改正を検討

厚生労働省の検討会は、職場でのストレスが原因で発症したうつ病などの労災認定についての判断指針の改正案をまとめた。うつ病発症直前1カ月に残業時間が160時間を超えるか、3週間に120時間以上となった場合には、原則として労災認定することなどが盛り込まれている。(10月22日)

●「時間単位年休制度」導入企業は7.3%

厚生労働省が「就労条件総合調査」(従業員30人以上の4,296社が回答)の結果を発表し、昨年4月から施行された「時間単位年休制度」を導入した企業は7.3%(今年1月1日時点)にとどまることが明らかになった。(10月21日)

●是正指導で残業代支払い 3年ぶり増加

厚生労働省は、2010年度に労働基準監督署から賃金不払残業(サービス残業)で是正指導を受け、残業代(合計100万円以上)を新たに支払った企業が1,386社(前年度比165社増加)だったと発表した。増加は3年ぶり。(10月19日)

●通勤自転車による事故増加で対策会議

警視庁は、通勤・通学時間帯の自転車事故が増加傾向にあるため、自転車通勤を奨励している企業(15社)を集め緊急対策会議を開いた。震災が発生した今年3月から8月末までの通勤時間帯の自転車事故は2,129件で、前年比で4.7%増えている。同庁では、今後も道交法の遵守やマナー向上を訴えていく方針。(10月14日)